

一般社団法人歯科基礎医学会 定款（案）

第1章 総 則

（名称）

第1条 本法人は、一般社団法人歯科基礎医学会（ただし、英文表記は Japanese Association for Oral Biology とする。）と称する。

（事務所）

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

（目的及び事業）

第3条 本法人は、会員の資質の維持及び向上並びに歯科基礎医学の社会的認知の向上を目指すことにより歯科基礎医学に関する研究および教育を発展させ、我が国における歯科医学および歯科医療を通じて国民の健康と福祉の増進に寄与することを目的として次の事業を行う。

- (1) 学術大会の開催
- (2) 研究発表会、講演会及び講習会などの開催
- (3) 機関誌その他の刊行物の刊行
- (4) 調査研究とその成果の発表及び表彰
- (5) 国際交流に関する事項
- (6) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

（公告の方法）

第4条 本法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

（機関）

第5条 本法人は、本法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 会員及び社員

（設立時の社員の氏名及び住所）

第6条 本法人の設立時の社員の氏名及び住所は別表1に記載のとおりとする。

（構成員）

第7条 本法人に、次の6種類の会員を置く。

- (1) 正会員 歯科基礎医学に関する学識を有する者
 - (2) 名誉会員 歯科基礎医学の学術研究及び教育上顕著な功績があった者
 - (3) 贊助会員 本法人の目的及び事業に賛同した団体
 - (4) 学生会員 学部学生および大学院生など学生としての身分がある者
 - (5) 単年度会員 本法人の学術大会において共同研究者として研究成果を発表することを希望する者
- 2 本法人の社員（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、法人法という。）第11条第1項第5号等に規定する社員をいう。以下同じ。）は、別に定める規定によって正会員の中から選出された100名以上500名以内の代議員をもって社員とする。なお、代議員は無報酬とする。
- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規定は理事会において定める。
- 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 5 本条第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6 本条第3項の代議員選挙は、2年に1度、12月末までに実施することとし、代議員の任期は、選任

後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。）。

7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

また、増員の代議員を選挙することもできる。増員の代議員の任期は、他の在任代議員の任期の満了する時までとする。

8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
- (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

9 本条第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (5) 法人法第51条第4項の権利及び法人法第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

11 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、本法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

（会員の義務）

第8条 会員はこの定款に定めるもののほかに、社員総会の議決を尊重し、遵守する義務がある。

（入会）

第9条 本法人の会員になろうとする者は、社員総会の決議にて別に定める入会金と当該年度の年会費を添えて所定の入会申込書を理事長あてに提出しなければならない。

（年会費）

第10条 会員は、社員総会の決議にて別に定める規定に基づく年会費を納入しなければならない。

2 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

（任意退会）

第11条 会員は、退会届を理事長あてに提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第12条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、法人法第49条第2項の規定による社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本法人の定款又は規則に違反したとき

- (2) 本法人の名譽を毀損し、又は本法人の目的に反する行為をしたとき
2 前項の規定により会員を除名するときは、当該会員にあらかじめその旨を通知するとともに、除名に係る決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(資格の喪失)

第13条 第11条及び第12条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 年会費の納入が継続して3年以上なされなかつたとき
(2) すべての代議員が同意したとき
(3) 当該会員が死亡したとき、失踪宣告を受けたとき又は解散したとき
(4) 成年被後見人、又は被保佐人となつたとき
2 正会員である代議員が、会員資格を喪失したときは、代議員資格も喪失するものとする。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員がその資格を喪失したときは、本法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、既に発生した未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した年会費その他の拠出金品は返還しない。

(社員・会員名簿)

第15条 本法人は社員及び会員の氏名及び住所を記載した名簿を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。

第3章 役員

(役員の定数)

第16条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事10名以上50名以内（理事長（法人法上の代表理事）1名、副理事長1名、常任理事若干名を含む。）
(2) 監事2名

(役員の選任等)

第17条 理事及び監事は、別途定められた選出方法により選出された者の中から、社員総会において選任する。

なお、理事及び監事は代議員（法人法上の社員）の中から選任するものとする。

- 2 理事会は、理事長、副理事長及び常任理事を選定及び解職する。
3 監事は、理事を兼ねてはならない。

(理事の親族制限)

第18条 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事、その配偶者及び三親等以内の親族、並びに当該理事と特別の関係がある者が理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 前項の特別の関係がある者とは、次に掲げる者とする。

- (1) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
(2) 当該理事の使用人
(3) 前2号に掲げる者以外の者であつて、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
(4) 前2号に掲げる者の配偶者
(5) 第1号から第3号までに掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(役員の職務)

第19条 理事長は本法人を代表し、本法人の業務を総理する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
3 常任理事は、常任理事会を組織し、本法人の運営に関する職務を分掌する。職務分掌については別に

定める。

- 4 理事は、理事会を組織し、本法人の目的達成のために必要な事項を審議し、本法人を運営する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 本法人の業務を監査すること
 - (2) 本法人の業務及び財産の状況を調査すること
 - (3) 前2号の規定による監査・調査の結果、本法人の業務又は財産に関する不正行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを理事会に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、理事会の招集を請求すること

(役員の任期等)

第20条 理事及び監事の任期は、選任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、または増員により選任された理事の任期は、前任者または他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 3 補欠によって選任された監事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

(役員の解任)

第21条 役員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(役員の報酬等)

第22条 役員は、無報酬とする。

第4章 社員総会

(社員総会の権能)

第23条 社員総会は、法人法上の社員たる代議員をもって構成する。

- 2 社員総会は、以下の事項について決議する。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 解散及び合併
 - (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
 - (4) 事業報告及び収支決算
 - (5) 役員の選任及び解任並びに職務
 - (6) 代議員の解任
 - (7) 入会金及び年会費の額
 - (8) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (9) その他運営に関する重要事項

(社員総会の開催)

第24条 定時社員総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時社員総会は下記の理由により開催することができる。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき
 - (2) 総代議員の議決権の5分の1以上を有する代議員から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき

(社員総会の招集)

第25条 社員総会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする社員総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 社員総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の

日の少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(社員総会の議長)

第26条 社員総会の議長は、その社員総会の決議により選出する。

(社員総会の定足数)

第27条 社員総会は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員の出席がなければ、開会することはできない。

(社員総会の議決及び議決事項)

第28条 社員総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 社員総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した代議員の議決権の過半数をもって決する。

(社員総会での議決権等)

第29条 代議員の議決権は、平等なものとする。

2 社員総会において代議員は、他の代議員を代理人として議決権を行使することができる。その場合には、社員総会ごとにあらかじめ本法人に委任状を提出しなければならない。

3 前項の規定により本法人に委任状を提出した代議員は、前 2 条の規定の適用については出席したものとみなす。

(社員総会の議事録)

第30条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び社員総会において選出された議事録署名人 2 名以上が署名又は記名押印して 10 年間本法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 理事会

(理事会の種別)

第31条 本法人の理事会は、理事会及び常任理事会とする。

(理事会の構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第33条 理事会は、法令及びこの定款に別に定める事項のほか、次の事項を決議する。

- (1) 社員総会に付議すべき事項
- (2) 社員総会が決議した事項の執行に関する事項
- (3) その他社員総会の決議を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第34条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(職務執行状況の報告)

第35条 理事長及び理事会によって業務を執行する理事として選任された理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会の招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 34 条第 2 号の場合には、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第37条 理事会の議長は、その理事会の決議により選出する。

(理事会の定足数)

第38条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、開会し議事を決議することはできない。

(理事会の議決)

第39条 理事会における議決事項は、第36条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の決議は、出席した理事の過半数をもって決する。

(理事会の議決権等)

第40条 各理事の議決権は、平等なものとする。

2 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議事の決議に加わることができない。

(理事会の決議の省略)

第41条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(理事会の議事録)

第42条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事長（理事長に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

(常任理事会)

第43条 常任理事会は、理事長、副理事長及び常任理事をもって構成する。

2 常任理事会の議長は、その常任理事会の決議により選出する。

3 常任理事会は、理事長が隨時必要なときに招集し、次の事項を処理する。

(1) 理事会から委任を受けた日常の事務処理に関する事項（ただし、法人法並びにこの定款の規定により理事会の議決を要するものを除く。）

(2) 緊急を要する会務の処理に関する事項（ただし、法人法並びにこの定款の規定により理事会の議決を要するものを除く。）

(3) その他理事会の付託会務に関する事項

4 常任理事会で処理した事項は、理事会に報告し、承認を受けなければならない。

5 監事はその職務上、常任理事会に出席できる。

6 前項に記載のほか、理事長が本法人の運営に必要と認めた者を常任理事会にその都度出席させることができる。

第6章 会員総会

(会員総会)

第44条 会員総会は、次の各項にしたがって開催する。

2 会員総会は、会員をもって構成される。

3 年次会員総会は、毎年1回、理事長が招集し、必要に応じて臨時会員総会を開催する。

4 次に掲げる事項については、年次会員総会に報告する。

(1) 事業報告および収支決算

(2) 事業計画および収支予算

(3) その他の定款に定める事項

5 会員総会の議長は、その会員総会において選出された代議員がこれに当たる。

第7章 学術大会

(学術大会)

第45条 本法人は、学術大会を毎年1回以上開催する。

- 2 学術大会の開催予定地等は、社員総会の決議により、これを定める。
- 3 学術大会の運営に関しては、別に定める規定によるものとする。

第8章 委員会

(委員会)

第47条 本法人は、事業の円滑な遂行を図るため、次の各項に従って委員会を設置することができる。

- 2 委員会の設置および解散は理事会の決議による。
- 3 委員会の委員長は理事長が指名し、理事会に報告する。委員の選出方法は別に定める。

第9章 事業年度及び剰余金分配の禁止

(事業年度)

第48条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(剰余金分配の禁止)

第49条 本法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 書類及び帳簿の備え付け等

(備え付け書類等)

第50条 本法人の主たる事務所に、次の書類を備え付けなければならない。ただし、他の法令により、これに代わる書類及び帳簿を備えたときはこの限りではない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 社員名簿
- (4) 役員及びその他職員の名簿及び履歴書
- (5) 財産目録
- (6) 資産台帳及び負債台帳
- (7) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (8) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (9) 収支予算書及び事業計画書
- (10) 収支計算書及び事業報告書
- (11) 貸借対照表
- (12) 正味財産増減計算書
- (13) その他必要な書類及び帳簿

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款を変更するには、法人法第49条第2項の規定による社員総会の決議を要する。

(解散)

第52条 社員総会の決議により本法人を解散するには、法人法第49条第2項の規定による決議を要する。

(残余財産の帰属)

第53条 本法人の解散に伴う残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人、公益財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させる。

第12章 梯 則

(設立時の代議員)

第54条 第7条の定めにかかわらず、第6条规定の設立時の社員をもって本法人の設立時の代議員とする。

(施行細則)

第55条 この定款の施行についての必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人歯科基礎医学会として設立登記された日より施行する。

2. 本法人の設立により、従来歯科基礎医学会に属した一切の財産及び権利義務は、この法人が継承する。

3. 本法人の最初の事業年度は、本法人設立の日から平成27年3月31日までとする。

4. 設立時役員

本法人の設立時の役員は、第17条の規定にかかわらず、次の者とする。

理事長

理事

監事

5. 従来の歯科基礎医学会の正会員、名誉会員、永年会員、賛助会員、学生会員、単年度会員であつて、第7条

に規定する正会員、名誉会員、賛助会員、学生会員、単年度会員の資格を有する者は、第9条の

規定にかかわらず、設立の日からそれぞれ当該会員とする。